（人事院規則九―八―五七の一部改正）

第三条　人事院規則九―八―五七の一部を次のように改正する。

附則第五項第二号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「四十三歳」を「四十五歳」に改め、同項第三号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十六歳」を「三十九歳」に改め、同項第四号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十歳」を「三十七歳」に改める。

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第四条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。